

公告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年 月 日

大分県消費生活・男女共同参画プラザ所長 木内 直道

1 競争入札に付する事項

(1) 業務の種類

令和6年度男女共同参画社会づくりのための意識調査集計・分析等委託業務

(2) 委託業務の内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年2月21日（金）まで

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス） 参画推進班

〒870-0037 大分市東春日町1-1 NS大分ビル 1階

電話 097-534-2039

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下、「共同利用型電子入札システム」という）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか共同利用型電子入札システム運用基準による。

4 契約条項を示す日時及び場所

大分県ホームページ及び共同利用型電子入札システム上に令和6年9月26日（木）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 入札参加条件

この業務については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有する業者名簿中「53 調査統計」に登録されている者であること。

(3) 共同利用型電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(4) この公告の日から下記8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

6 共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 使用通貨 日本国通貨

7 共同利用型電子入札システムによる入札金額の入力期間

- (1) 期間 自 令和6年9月19日(木) 10時00分
至 令和6年9月26日(木) 17時00分

8 共同利用型電子入札システムによる開札場所、日時等

- (1) 開札場所 大分県消費生活・男女共同参画プラザ 1階 参画推進班
- (2) 開札日時 令和6年9月27日(金) 13時00分

9 質問の受付及び回答

- (1) 本業務についての質問は、質問書(別添様式)により行うものとし、質問書の提出があった場合においては、令和6年9月24日(火)15時以降に、質問の内容及び回答を大分県ホームページに掲載する。
- (2) 提出場所 大分県生活環境部 消費生活・男女共同参画プラザ 参画推進班
- (3) 提出期限 令和6年9月20日(金) 17時00分
- (4) 提出方法 持参、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出すること。なお、FAXによる場合は必ず電話により着信を確認すること

10 再入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額の入力期限、開札日時及び最低入札金額を共同利用型電子入札システムにより通知する。

11 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により、入札保証金を免除する。

12 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により、契約保証金を免除する。

13 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

14 最低制限価格に関する事項

本入札には、最低制限価格は設定していない。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第 2 3 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 8 項又は第 9 項の規定により随意契約を行うものとする。